

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし (平成 25 年 1 月以降の源泉徴収)

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、**平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し**、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の 2 により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として 888,888 円を支払った場合(所得税率 10%の場合)

$$\begin{array}{l} 888,888 \text{ 円} \times 10.21\% = 90,755.4648 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \Rightarrow 90,755 \text{ 円} \\ \text{(支払金額)} \quad \quad \quad \text{(合計税率)} \quad \quad \quad \text{(算出税額)} \quad \quad \quad \text{(源泉徴収税額)} \end{array}$$

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成 25 年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1 枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

(注) 平成 25 年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています(税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です。)

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

[ホーム](#) > [税について調べる](#) > [タックスアンサー](#) > [源泉所得税](#) > [報酬・料金などの源泉徴収](#) > No.2801 司法書士等に支払う報酬・料金等

No.2801 司法書士等に支払う報酬・料金等

[平成24年4月1日現在法令等]

司法書士等に報酬・料金を支払うときには、所得税を源泉徴収しなければなりません。
なお、ここでいう司法書士等とは、司法書士、土地家屋調査士及び海事代理士のことをいいます。
また、平成25年1月1日以降に上記のような報酬・料金の支払をする際には、復興特別所得税も併せて源泉徴収する必要があります。

1 源泉徴収の対象となる報酬・料金に含まれるもの

源泉徴収の対象となる報酬・料金は、司法書士等の業務に対するものです。
なお、謝金、調査費、日当又は旅費等の名目で支払われるものも源泉徴収の対象となる報酬・料金に含まれます。
しかし、次のイ又はロに該当する場合は源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

- イ 司法書士等に支払う金銭等であっても、支払者が国等に対し登記、申請等をするため本来納付すべきものとされる登録免許税、支払手数料等に充てるものとして支払われたことが明らかな場合
- ロ 通常必要な範囲内の交通費、宿泊等を支払者が直接交通機関、ホテル等に支払う場合

なお、報酬・料金の額の中に消費税及び地方消費税の額(以下、「消費税等の額」といいます。)が含まれている場合には、原則として、消費税の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において、報酬・料金の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

2 源泉徴収の方法

源泉徴収すべき所得税の額は、同一人に対し、1回に支払われる金額から1万円を差し引いた残額に10%の税率を乗じて算出します。

(例)1件の委託契約で5万円を支払う場合。

$$(5万円-1万円) \times 10\% = 4千円$$

源泉徴収すべき所得税の額は4千円になります。

3 源泉徴収した所得税を納める期限

司法書士等に支払った報酬・料金から源泉徴収した所得税は、原則として支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。

ただし、源泉徴収義務者が源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの間に支払った報酬・料金に対して源泉徴収した所得税の額は7月10日までに、7月から12月までの間に支払った報酬・料金に対して源泉徴収した所得税の額は翌年1月20日までに納めることができます。

また、平成25年1月1日以降に生じるものについては、源泉徴収した所得税に併せて源泉徴収した復興特別所得税も同様の期日までに納めなければなりません。

【参考事項】(平成25年1月1日以降)

司法書士等に報酬・料金を支払うときには、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

なお、ここでいう司法書士等とは、司法書士、土地家屋調査士及び海事代理士のことをいいます。

1 源泉徴収の対象となる報酬・料金に含まれるもの

源泉徴収の対象となる報酬・料金は、司法書士等の業務に対するものです。
なお、謝金、調査費、日当又は旅費等の名目で支払われるものも源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含まれます。
しかし、次のイ又はロに該当する場合は源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

- イ 司法書士等に支払う金銭等であっても、支払者が国等に対し登記、申請等をするため本来納付すべきものとされる登録免許税、支払手数料等に充てるものとして支払われたことが明らかな場合
- ロ 通常必要な範囲内の交通費、宿泊等を支払者が直接交通機関、ホテル等に支払う場合

なお、報酬・料金の額の中に消費税及び地方消費税の額(以下、「消費税等の額」といいます。)が含まれている場合には、

原則として、消費税の額を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において、報酬・料金の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません。

2 源泉徴収の方法

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は、同一人に対し、1回に支払われる金額から1万円を差し引いた残額に10.21%の税率を乗じて算出します。

(例)1件の委託契約で5万円を支払う場合

$$(5万円-1万円) \times 10.21\% = 4,084円$$

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は4,084円になります。

3 源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納める期限

司法書士等に支払った報酬・料金から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額は、原則として支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。

ただし、源泉徴収義務者が源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの間に支払った報酬・料金に対して源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額は7月10日までに、7月から12月までの間に支払った報酬・料金等に対して源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の額は翌年1月20日までに納めることができます。

(所法204、205、216、所令322、所基通204-2、204-4、204-11、205-2、平元・1直法6-1、復興財確法8、9、10、28)

参考：関連コード

2505 [源泉所得税の納付期限と納期の特例](#)

2792 [源泉徴収が必要な報酬・料金等とは](#)